

研究費の運営・管理に関わる事務・技術職員等行動規範

平成 27 年 2 月 24 日

規 3 第 327 号

この行動規範は、東京電機大学における研究費の運営・管理に関わる本学の事務・技術職員等の取組の指針を明らかにするものである。

- 1 事務・技術職員等は、研究費の運営・管理にあたっては、研究費配分機関の事務処理手続に関するルール及び本学の規程等を十分に理解し、これを遵守する。
- 2 事務・技術職員等は、研究費には国民の税金等で賄われている公的研究費等が含まれていること、並びに本学が国からの補助金を受け運営されていることを鑑み、研究費の使用にあたっては説明責任が伴うことを十分に認識し、適正かつ効率的な運営・管理を行う。
- 3 事務・技術職員等は、研究費の不正防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮した業務を行う。
- 4 事務・技術職員等は、研究費の不正を知った場合や不正な行為の依頼があった場合には、「東京電機大学科学研究活動の不正行為防止に関する規程」に定める申立て窓口に速やかに通報する。

付 記

この行動規範は平成 27 年 2 月 24 日から実施する。

この行動規範における事務・技術職員等には、本学専任事務・技術職員・嘱託、本学と直接雇用関係にある労働者（契約職員、補助職員、アルバイト等）の他、派遣労働者、業務委託契約等により本学の業務に従事している者を含む。